

指導と監査・処分事例について

1 指導と監査について

①指導

介護保険施設等が、介護給付等対象サービスの質的向上を図り、利用者に対して、より望ましいサービスを提供されるようにするため、また介護給付及び予防給付の請求が適正に行われるようにするため実施する。

- ・ 集団指導（制度管理の適正化のための指導）
- ・ 実地指導（運営指導・報酬請求指導）

②監査

介護保険施設等において、介護給付等対象サービスの提供や介護給付等の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合、事実関係を的確に把握し、介護保険施設等に対し、公正かつ適切な措置を求めることを基本方針とする。

監査の結果把握した事実関係に基づき、行政指導（改善報告や改善勧告）又は行政処分（改善命令や指定の取消し・効力の全部又は一部停止）を行う。

2 近年の処分事例について（※は予防も対象）

	サービスの種類 (開設者の種別)	指定取消日	違反内容
指 定 取 消	居宅介護支援 (有限会社)	H26. 2. 1	・ 運営基準違反（居宅サービス計画書未作成等） ・ 介護報酬の不正請求 ・ 虚偽の報告、答弁
	通所介護※ (株式会社)	H28. 1. 31	・ 虚偽の指定申請 ・ 虚偽の報告、答弁
	短期入所生活介護※ (株式会社)	H28. 1. 31	・ 虚偽の指定申請 ・ 虚偽の報告、答弁

	サービスの種類 (開設者の種別)	処分日	処 分 内 容	違反内容
一 部 効 力 停 止	訪問介護※ (社会福祉法人)	H26. 8. 29	・ 新規受入禁止 3 か月	・ 介護報酬の不正請求
	通所介護※ (株式会社)	H26. 8. 29	・ 新規受入禁止 6 か月 ・ 報酬 3 割減 6 か月	・ 要介護者の人格尊重 義務違反（虐待）

過去の県内の介護保険事業所・施設の処分事例

① 指定取消処分

指定取消日	サービスの種類	開設者の種別	違反内容
H12. 10. 31	訪問介護	有限会社	・介護報酬の不正請求(無資格者によるサービス提供) ・虚偽の報告
H14. 8. 9	通所介護 訪問介護	株式会社	・介護報酬の架空請求 ・虚偽の報告、答弁【取消処分は2事業所】
H15. 1. 15	居宅介護支援	社会福祉法人	・介護報酬の不正請求(介護支援専門員の名義を借り無資格者が居宅サービス計画を作成) ・虚偽の報告、答弁、指定申請
H15. 9. 12	居宅介護支援	有限会社	・特定事業者を利用させた見返りの金銭受領 ・介護報酬の不正請求(居宅サービス計画書未作成)
H15. 9. 12	訪問介護	NPO法人	・特定事業者を居宅サービス計画に組み込んだ見返りの居宅介護支援事業者への金銭供与 ・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告、指定申請
H15. 11. 25	居宅介護支援	株式会社	・介護報酬の不正請求(居宅サービス計画書未作成) ・虚偽の指定申請
H16. 1. 23	訪問介護	有限会社	・介護報酬の架空請求・水増し請求 ・虚偽の報告、答弁
H17. 2. 7	短期入所療養介護 通所リハビリテーション	社会福祉法人	・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告
H17. 11. 11	居宅介護支援	有限会社	・介護報酬の不正請求(居宅サービス計画書未作成)
H20. 1. 10	居宅介護支援	有限会社	・介護報酬の不正請求(居宅サービス計画書未作成)
H20. 5. 8	通所介護※	有限会社	・人員基準違反(従業員不在) ・運営基準違反(サービス提供の実態がない)
H20. 8. 31	居宅介護支援	医療法人	・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告
H20. 9. 30	訪問介護※ 訪問看護※	有限会社	・運営基準違反(利用者の1割負担を受領していない) ・介護報酬の不正請求 ・訪問看護は、訪問介護取消による連座制での取消

(※は予防も対象)

② 指定取消以外の処分

処分日	サービスの種類 (開設者の種別)	処分内容	違反内容
H17. 1. 24	介護老人保健施設 (社会福祉法人)	管理者の変更命令	・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告 ・無資格者による医療行為 ・他科受診に係る医療費を入所者へ転嫁
		業務運営の改善命令	
H23. 5. 25	居宅介護支援 (協同組合)	指定の効力の一部停止(新規受入禁止3か月)	・介護報酬の不正請求
H24. 2. 24	介護老人保健施設 (医療法人)	指定の効力の全部停止2か月	・介護サービスに関する著しく不当な行為 ・入所者移送に必要な入所者への便宜の提供を行っていない
		入所者移送の措置命令	
H24. 5. 25	居宅介護支援 (協同組合)	指定の効力の一部停止(新規受入禁止4か月)	・介護報酬の不正請求
H25. 3. 28	通所介護※ (株式会社)	指定の効力の一部停止(介護報酬3割減額3か月)	・介護報酬の架空請求及び不正請求
H25. 10. 4	通所介護※ (協同組合)	指定の効力の一部停止(介護報酬3割減額3か月)	・介護報酬の不正請求

(※は予防も対象)